

「カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定」の締結について

2022年12月19日

渋川市

東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社

群馬県渋川市（市長：高木 勉、以下「渋川市」）と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社（支社長：黒田 英嗣、以下「東電 PG」）は、「カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定」（以下「本協定」）を、本日、締結いたしました。

本協定は、渋川市におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において東電 PG と連携を強化し、相互の強みを最大限活かしながら地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくりならびに持続可能な社会構築を推進するものです。

渋川市は 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、地域の特色を活かした循環型脱炭素社会実現に向けた取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、渋川市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

＜連携事項＞

- （1）省エネ推進に向けた取組に関すること
- （2）エネルギーの地産地消の採用や面的利用等の推進に関すること
- （3）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- （4）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- （5）レジリエンスの強化に関すること
- （6）市内企業、住民への理解活動に関すること
- （7）その他、両者が協議して必要と認める事項に関すること

渋川市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、渋川市の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

＜別紙 1＞カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定書

＜別紙 2＞渋川市と東京電力パワーグリッドの連携協定イメージ図

＜別紙 3＞カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社	群馬総支社	広報・渉外担当	竹井	TEL：027-898-4500（直通）
	渋川支社	渉外担当	金井	TEL：0279-51-5020（直通）

カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定書

渋川市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、渋川市のカーボンニュートラル（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）実現に向けて脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 省エネ推進に向けた取組に関する事
- (2) エネルギーの地産地消の採用や面的利用等の推進に関する事
- (3) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関する事
- (4) 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関する事
- (5) レジリエンスの強化に関する事
- (6) 市内企業、住民への理解活動に関する事
- (7) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項に関する事

- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報については、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙の協議の上、双方の合意があれば第三者への開示は可能とする。

2 甲及び乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月19日

甲 渋川市石原80番地
渋川市

渋川市長 高木



乙 渋川市石原12番地1
東京電力パワーグリッド株式会社
渋川支社

渋川支社長 黒田英

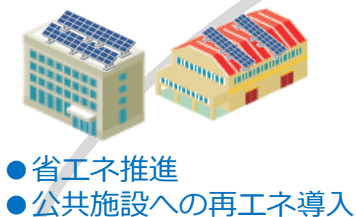


～共に目指すビジョン～

- 市域への積極的なクリーンエネルギーの創出・導入
- 地域資源を最大限利活用した災害に強いまちづくりの推進
- 脱炭素化に向けたエネルギー(電化)への転換

公共施設・インフラ等の脱炭素化

- (1) 省エネ設備等の積極的な導入
- (2) 公共施設等の再生可能エネルギー利活用の拡大
- (3) ファシリティ・モビリティの電化推進



エネルギー地産地消の推進

- (1) 地域資源を生かしたエネルギーの創出・利活用の推進
- (2) ゼロカーボンライフ・ワークスタイルの実現
- (3) エネルギーの地産地消を「地域貢献」として普及啓発



地域レジリエンスの強化

- (1) マイクログリッドや再エネ設備等による電源供給力の向上
- (2) 蓄電システムの拡充によるエネルギー源の確保
- (3) 避難所における生活支援



カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定締結式



【左から、黒田渋川支社長(東電 PG)、高木市長(渋川市)】